

第25回北斗市農業委員会総会議事録

令和6年3月28日 開催

北斗市農業委員会

招 集 年 月 日	令和6年3月28日					
招 集 場 所	北斗市総合分庁舎 3階 大会議室					
委員の出欠状況 (出席 13名) (欠席 1名)	1番	澤 田 亨	出席	8番	落 合 修	出席
	2番	山 本 正 人	出席	9番	吉 田 勝 幸	出席
	3番	齊 藤 介 男	出席	10番	佐々木 敬 子	出席
	4番	笠 原 勝 幸	出席	11番	時 田 孝 喜	出席
	5番	佐々木 秀 樹	出席	12番	加 藤 隆	出席
	6番	岡 村 栄 士	出席	13番	佐々木 勝 利	欠席
	7番	中 川 哲	出席	14番	和 田 勝 雄	出席
本会議に職務のため出席した者の職氏名	北斗市農業委員会 事務局長 吉 田 賢 一 係 長 大 森 千 里 再 任 用 澤 口 則 之					

<p>会長提出議案</p>	<p>報告第1号 農地法第3条の規定による届出について</p> <p>報告第2号 農地移動適正化あっせん申出の取下げについて</p> <p>議案第1号 土地の現況証明書の交付について</p> <p>議案第2号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について</p> <p>議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について</p> <p>議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について</p> <p>議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）の決定について</p> <p>議案第7号 農地移動適正化あっせんの申出について</p> <p>議案第8号 土地の現況証明調査委員の指名について</p>
<p>委員提出議案 等の標題</p>	

第25回北斗市農業委員会総会議事日程

開議 令和6年3月28日 午後 1時35分

- | | | |
|-------|--|---------|
| 日程第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 日程第 2 | 会期の決定について | |
| 日程第 3 | 農地法第3条の規定による届出について | (報告第1号) |
| 日程第 3 | 農地移動適正化あっせん申出の取下げについて | (報告第2号) |
| 日程第 5 | 土地の現況証明書の交付について | (議案第1号) |
| 日程第 6 | 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について | (議案第2号) |
| 日程第 7 | 農地法第3条の規定による許可申請について | (議案第3号) |
| 日程第 8 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について | (議案第4号) |
| 日程第 9 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画(賃貸借)の決定について | (議案第5号) |
| 日程第10 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画(使用貸借)の決定について | (議案第6号) |
| 日程第11 | 農地移動適正化あっせんの申出について | (議案第7号) |
| 日程第12 | 土地の現況証明調査委員の指名について | (議案第8号) |

第 2 5 回北斗市農業委員会総会議決結果表

令和 6 年 3 月 2 8 日

番号	番号 報告・議案	件 名	提出者	議決 結果	備考
1	報告第 1 号	農地法第 3 条の規定による届出について	会長	報告済	4 件
2	報告第 2 号	農地移動適正化あっせん申出の取下げについて	会長	報告済	2 件
3	議案第 1 号	土地の現況証明書の交付について	会長	決定	3 件
4	議案第 2 号	農地法第 1 8 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について	会長	決定	5 件
5	議案第 3 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	会長	決定	4 件
6	議案第 4 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について	会長	決定	5 件
7	議案第 5 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について	会長	決定	4 8 件
8	議案第 6 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について	会長	決定	5 件
9	議案第 7 号	農地移動適正化あっせんの申出について	会長	決定	2 件
1 0	議案第 8 号	土地の現況証明調査委員の指名について	会長	決定	—

第 2 5 回北斗市農業委員会総会

(午後 1 時 3 5 分 開会)

<p>(開会宣言) 和田会長</p>	<p>どうも皆さん、御苦勞様でございます。</p> <p>春も暖かくなりまして、農作業のほうも大分忙しくなってきました。皆さんも大変な思いをされていると思います。</p> <p>局長が異動するという事で、不甲斐ないような実態があったということで皆さんとともに「<u>個人名</u>」の問題で変な誤解をされたようなことがあります。大変局長に対しては申し訳なく思っております。局長も新たな所に行って、頑張るって仕事に励んでいただきたいと思っております。皆さんのほうには色々横のほうからも繋がって話が伝わっていると思っております。とやかくどうのこうのとは言いませんけれども、やはり我々農業委員会は法に準じて守るものは守っていただいて許可を出して進んでいきたいと思っておりますので、その辺はお間違えのないようによろしくお願いいたします。</p> <p>我々、農業委員の任期も2年を過ぎようとしています。最後の年が後1年ということで、中身の濃いところが済んでいるということで最後の仕上げの段階でございます。新しくなって、まだ経験不足という方もおりますけれども、来年は改選期でございます。改選期の準備として、代行とお話をしていましたけれども、市のほうからは農業委員の定数を14名でいいのではないのかと、推進委員はいらないのではないのかというような話が昨年ありまして、4月になりましたら代行と二人で市長のところに行ってその辺の話の詰めをしてきたいと思っております。協議会のほうで、皆さんのほうでもし何かあれば総会の場ではなく聞きたいなと思っております。総会のあいさつもちょっと前後したような形でありますけれども、皆さんも気を引き締めていただきたいと思っております。この次には、若い人に出てきてもらって頑張ってもらいたいという心情もありますし、また女性農業委員も何とか今の佐々木委員のほかに一人くらいは増やしていけたらなという思いでございますので、皆さんの協力のもとで進めていきたいと思っておりますので、どうかひとつよろしくお願いいたします。</p> <p>今回の総会は、報告2件、議案8件であります。</p> <p>御審議のほどよろしくお申し上げまして、簡単ですが挨拶いたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>委員の動向をお知らせいたします。</p> <p>13番佐々木勝利委員より欠席の届出がありました。</p> <p>北斗市農業委員会会議規則第7条では、「会長は、会議の議長となり議事を整理する」こととなっておりますので、この後の議事については和田会長が進行いたします。よろしくお願いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、早速、会議を始めさせていただきます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に印刷配布のとおりであります。</p>

<p>日程第1 議 長</p>	<p>直ちに日程に入ります。</p> <p>日程第1 本日の会議録署名委員を指名いたします。 議席番号10番佐々木敬子委員、議席番号11番時田孝喜委員の 両名を指名いたします。</p>
<p>日程第2 議 長</p> <p>議 長</p>	<p>日程第2 会期の決定についてをお諮りいたします。 本総会の会期は、本日1日と決定することに、御異議ありません か。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>御異議なしと認め、本総会は本日1日と決定いたしました。</p>
<p>日程第3 議 長</p> <p>議 長</p>	<p>日程第3 報告第1号「農地法第3条の規定による届出につい て」を議題といたします。 番号1から番号4までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p> <p>事務局長より説明があります。</p>
<p>事務局長</p> <p>議 長</p>	<p>御説明いたします。 農地法第3条の3第1項の規定によりまして、農地又は採草放牧 地について、相続等により権利を取得した者は農業委員会に届け出 ることとなっております。 番号1につきましては、市営住宅一本木南団地より東側の農地で ございます。番号2につきましては、長橋町内会館より西側の農地 でございます。番号3につきましては、茂辺地パークゴルフ場より 北西側の農地でございます。番号4につきましては、(株)サン・グリー ン函館工場より南西側の農地でございます。これらの届け出に つきましては、北斗市農業委員会事務専決規程に基づき専決処分し ましたことを御報告するものでございます。 以上でございます。</p>
<p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたし ます。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。</p>
<p>日程第4 議 長</p>	<p>日程第4 報告第2号「農地移動適正化あっせん申出の取下げに</p>

	<p>ついて」を議題といたします。 番号1及び番号2を一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	<p>御説明いたします。</p> <p>番号1につきましては、函館江差自動車道北斗中央ICより東側の農地で、平成21年3月及び平成24年9月総会においてあっせんの申出がされておりましたが、賃貸借先が決まったことから取り下げるものでございます。番号2につきましては、大野農業高校より南側の農地で、令和4年1月総会においてあっせんの申出がされておりましたが、売買先が決まったことから取り下げるものでございます。</p> <p>なお、番号1の案件につきましては、この後の議案第5号（賃貸借の決定）において、番号2の案件につきましては、この後の議案第3号（農地法第3条の規定による許可申請）において議案御審議いただく予定となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。
日程第5	
議 長	<p>日程第5 議案第1号「土地の現況証明書の交付について」を議題といたします。</p> <p>番号1から番号3までを一括上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	朗読が終わりましたので、調査委員を代表いたしまして、佐々木敬子委員より報告をお願いいたします。
佐々木敬子 委員	<p>調査年月日、令和6年3月13日。調査委員は、澤田亨委員、笠原勝幸委員、岡村栄士委員、そして私、佐々木敬子と事務局2名で調査してまいりました。1番、当該地は申請のとおり宅地化しており、農地として利用することは困難と判断し農地採草放牧地以外と認定する。2番、当該地は申請のとおり畑として利用されており、農地（畑）と認定する。3番、当該地は申請のとおり宅地化しており、農地として利用することは困難と判断し農地採草放牧地以外と認定する。</p>

	<p>以上です。</p>
議 長	<p>報告が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
日程第6 議 長	<p>日程第6 議案第2号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。</p> <p>番号1から番号5までを一括上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	<p>事務局長より説明があります。</p>
事務局長	<p>御説明いたします。</p> <p>本件に関しましては、合意による解約が引き渡し期限の6カ月以内に行われていることが要件となっております。解約合意と引き渡しが同日で行われ、通知されておりますので問題ないと考えられます。</p> <p>なお、番号1及び番号2の案件につきましては、この後の議案第6号(使用貸借の決定)において、番号3及び番号4の案件につきましては、この後の議案第4号(所有権移転の決定)において、番号5の案件につきましては、この後の議案第5号(賃貸借の決定)において、御審議いただく予定となっております。</p> <p>以上、よろしく御審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
日程第7 議 長	<p>日程第7 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>番号1から番号4までを一括上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	<p>事務局長より説明があります。</p>
事務局長	<p>御説明いたします。</p>

	<p>番号1から番号3につきましては、北斗市火葬場より北側、南東側の農地でございます。経営規模拡大を図ろうとする法人に貸し付けるものでございます。番号4につきましては、大野農業高校より南側の農地でございます。隣接地を耕作する担い手へ売買するものでございます。</p> <p>以上、よろしく御審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>時田委員。</p>
時田委員	<p>番号1、2、3の借主の法人の方のもう少し内容説明をお願いします。</p>
議 長	<p>事務局長。</p>
事務局長	<p>お答えいたします。</p> <p>この法人につきましては、会社の設立は平成18年に法人を設立しております。本年度から農業法人として北斗市に来まして、耕作している方でございます。場所につきましては、今ありました「<u>地区名</u>」において「<u>作物名</u>」を生産するということで今年度から入っている法人でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>時田委員。</p>
時田委員	<p>平成18年からといたら、結構、「<u>地区名</u>」のほうでは実績があるんですか。</p>
議 長	<p>事務局長。</p>
事務局長	<p>お答えいたします。</p> <p>あくまでも、この会社としての法人設立が平成18年ということで、北斗市に入植した、農業を始めたというのが今年度からという状況でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>時田委員。</p>
時田委員	<p>それじゃあ、今までは作付けはしたことがないということなんだね。</p>
議 長	<p>事務局長。</p>
事務局長	<p>お答えいたします。</p> <p>定款を見ますと、飲食店の経営ですとかワイン等の酒類販売とかそういうものを行っていたという会社でございます。</p> <p>以上でございます。</p>

議 長	よろしいですか。
時田委員	はい。
議 長	他にございませんか。なければ、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第 8	
議 長	<p>日程第 8 議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について」を議題といたします。</p> <p>番号 1 から番号 5 までを一括上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>（事務局：朗読）</p>
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	<p>御説明いたします。</p> <p>番号 1 につきましては、千代田郵便局より東側の農地でございます。経営規模拡大を図ろうとする方へ売買するものでございます。番号 2 につきましては、細入会館より東側の農地でございます。隣接地を耕作する方へ売買するものでございます。番号 3 につきましては、北海道水田発祥の地碑より南側の農地でございます。隣接地を耕作する方へ売買するものでございます。番号 4 につきましては、(株)サン・グリーン函館工場より南西側の農地でございます。経営規模拡大を図ろうとする方へ売買するものでございます。番号 5 につきましては、(株)サン・グリーン函館工場より南東側の農地でございます。経営規模拡大を図ろうとする方へ売買するものでございます。</p> <p>以上、よろしく御審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p>
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第 9	
議 長	<p>日程第 9 議案第 5 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について」を議題といたします。</p> <p>番号 1 から番号 48 までを一括上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>（事務局：朗読）</p>

<p>議 長</p> <p>事務局長</p>	<p>事務局長より説明があります。</p> <p>御説明いたします。</p> <p>番号1につきましては、時田委員宅より東側の農地でございます。労働力不足のため経営規模拡大を図ろうとする方へ貸すものでございます。番号2につきましては、中野共同墓地より北側の農地でございます。遠隔地のため隣接地を耕作する方へ貸すものでございます。番号3につきましては、函館江差自動車道北斗中央ICより東側の農地でございます。労働力不足のため経営規模拡大を図ろうとする方へ貸すものでございます。番号4につきましては、ゆうあい幼稚園より東側の農地でございます。高齢のため経営規模拡大を図ろうとする方へ貸すものでございます。番号5につきましては、松岡満運輸(株)函館支店より北側の農地でございます。労働力不足のため経営規模拡大を図ろうとする方へ貸すものでございます。番号6から番号9までにつきましては、茂辺地漁港より北西側の農地でございます。労働力不足のため隣接地を耕作する方へ貸すものでございます。番号10につきましては、開発公民館より東側の農地でございます。労働力不足のため近接地を耕作する方へ貸すものでございます。番号11につきましては、東開発公民館より西側の農地でございます。労働力不足のため近接地を耕作する方へ貸すものでございます。番号12及び番号13につきましては、南大野会館より南側及び西側の農地でございます。労働力不足のため隣接地を耕作する方へ貸すものでございます。番号14につきましては、大野リバーサイドゴルフ練習場より東側の農地でございます。労働力不足のため近接地を耕作する方へ貸すものでございます。番号15につきましては、(株)佐藤エネルギー開発発電所より東側の農地でございます。労働力不足のため隣接地を耕作する方へ貸すものでございます。番号16につきましては、ケアハウスそよかぜより南側の農地でございます。労働力不足のため隣接地を耕作する方へ貸すものでございます。番号17につきましては、清川寺より北東側の農地でございます。労働力不足のため近接地を耕作する方へ貸すものでございます。</p> <p>なお、番号18から番号48までの案件につきましては、継続で引き続き賃貸借するものでございますので、説明は省略させていただきます。</p> <p>以上、よろしく御審議願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議 長</p> <p>日程10 議 長</p>	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p> <p>日程第10 議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画(使用貸借)の決定について」を議題といたします。</p>

	<p>番号1から番号4までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局長より説明があります。</p>
<p>事務局長</p>	<p>御説明いたします。 番号1につきましては、(株)佐藤エネルギー開発発電所より東側の農地で、労働力不足のため隣接地を耕作する方と使用貸借するものでございます。番号2につきましては、一本木会館より東側の農地で、労働力不足のため隣接地を耕作する方と使用貸借するものでございます。番号3につきましては、島川小学校より東側の農地でございますが、これまで賃貸借での契約をしておりましたが、このたび使用貸借での契約に変更したものでございます。番号4につきましては、新函館北斗駅より南西側の農地で、引き続き5年の期間を設定し使用貸借するものでございます。 以上、よろしく御審議願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の番号5の案件につきましては、8番落合修委員が北斗市農業委員会会議規則第25条の規定により、「議事参与の制限」の対象となりますので退席を求めます。</p> <p>(落合委員 退席)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、番号5を上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
<p>議 長</p> <p>事務局長</p>	<p>事務局長より説明があります。</p> <p>御説明いたします。 番号5につきましては、さけ・ます収容場より南側の農地で、引き続き5年の期間を設定し使用貸借するものでございます。 以上、よろしく御審議願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>

議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。 (落合委員 復席)
日程 1 1 議 長	日程第 1 1 議案第 7 号「農地移動適正化あっせんの申出について」を議題といたします。 番号 1 及び番号 2 を一括上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	朗読が終わりましたので、あっせん委員を指名いたします。 番号 1 につきましては、 議席番号 2 番山本正人委員、議席番号 1 1 番時田孝喜委員、補助委員として高橋陽一推進委員を。番号 2 につきましては、議席番号 3 番齊藤介男委員、議席番号 8 番落合修委員、補助委員として山本浩幸推進委員を指名することに、御異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議 長	時田委員。
時田委員	ちょっといいですか。私、あっせん委員になっているだけでも、この資料と事務方からもらった地図の名義人、名前が違うんですけども。
議 長	事務局長。
事務局長	お答えいたします。 今回の議案に出ているのは、あっせん申出の方でございまして、その方は所有者の娘さんがあっせん申出を代わりにされたということでございます。
議 長	よろしいですか。 はい、わかりました。
議 長	齊藤委員。
齊藤委員	<u>個人名</u> の名前になっているんだけど、土地は <u>個人名</u> になっているんだけど。
事務局長	お答えいたします。 今、前段で時田委員さんにお答えしましたように、所有者はそちらの方で、申出された方が議案に載っている方が申請されたということでございます。

議 長	齊藤委員。
齊藤委員	何かあったら、申出人のほうに連絡を取るということですか。
議 長	事務局長。
事務局長	お答えいたします。 事務局のほうから申出人の方を通じてお話をすることになりますので、よろしく願いいたします。
議 長	よろしいですか。
齊藤委員	はい。
議 長	御異議なしと認め、本件は指名のとおり決定いたします。 あっせん委員に指名された方は、よろしく願いいたします。
日程 1 2	
議 長	日程第 1 2 議案第 8 号「土地の現況証明調査委員の指名について」を議題といたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	朗読が終わりましたので、調査委員を指名いたします。 議席番号 6 番岡村栄士委員、議席番号 7 番中川哲委員、議席番号 1 0 番佐々木敬子委員、議席番号 1 1 番時田孝喜委員の、以上 4 名を指名することに御異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は指名のとおり決定いたします。
議 長	以上で、本日の全日程を終了いたしました。 これをもちまして、第 2 5 回北斗市農業委員会総会を閉会いたします。 御苦労様でございました。 (午後 2 時 4 0 分 閉会)
	議長(会長) 和田勝雄 <hr/> 署名委員 佐々木敬子

